

鹿児島女子短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン

平成 23 年 5 月 9 日 決 定

令和 7 年 5 月 30 日 最終改正

1. 趣旨

本ガイドラインは、「鹿児島女子短期大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」に基づき、鹿児島女子短期大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を示すものである。

2. 責任体制

- (1) 公的研究費の運営及び管理について、本学全体を統括し最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充て、職名を公開する。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。
- (2) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について学園役員等と議論を深める。
- (3) 最高管理責任者は、各学科及び事務局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員の意識の向上と浸透を図る。
- (4) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、副学長をもって充て、職名を公開する。統括管理責任者は、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (5) 本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、児童教育学科長、生活科学学科長及び教養学科長をもって充て、職名を公開する。
- (6) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。
 - イ) 自己の管理監督又は指導する学科等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - ロ) 自己の管理監督又は指導する学科等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - ハ) 自己の管理監督又は指導する学科等において、定期的に啓発活動を実施する。
- ニ) 自己の管理監督又は指導する学科等において、教職員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3. 事務処理手続き

公的研究費の事務処理手続きについては、別途「科学研究費等公的研究費事務取扱要領」を定め、研究者及び事務職員に周知するものとする。

4. 関係者の意識向上

- (1) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、不正防止対策の理解や意識を高めるため、学科等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育及び不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施しなくてはならない。
- (2) コンプライアンス教育の内容は、各教職員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- (3) 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- (4) これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- (5) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、次に掲げる行動規範を策定する。
 - イ) 構成員は、研究の実施及び公的研究費の使用にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。
 - ロ) 構成員は、公的研究費が国民の税金あるいは企業等からの支援によるものであることに注意を払い、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
 - ハ) 構成員は、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動する。
- ニ) 構成員は、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び法人に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。

5. 不正防止計画推進部署

- (1) 不正防止計画の推進部署は不正防止委員会とし、運営会議をもって充てる。
- (2) 不正防止委員会は、統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (3) 不正防止委員会は、監事及び内部監査室との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

6. 不正防止計画

- (1) 不正防止委員会は、学園本部監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理し評価する。
- (2) 統括管理責任者及び不正防止委員会は、不正防止対策の基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- (3) 不正防止計画の策定に当たっては、把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- (4) 学科等は、不正根絶のために、不正防止委員会と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

7. 公的研究費の適正な運営・管理

- (1) 公的研究費に係る予算の決裁権限は、学校法人志學館学園管理及び運営に関する規則、学校法人志學館学園経理規則の定めるところによる。
- (2) 公的研究費に係る物品発注・検収業務は、総務課が行い、発注から納品までの事務の流れは、学校法人志學館学園経理規則の定めるところによる。
- (3) 公的研究費に係る研究者の出張計画の実施状況等の把握については、総務課が行い、学校法人志學館学園旅費規程に基づき、書類等の提出を求め、用途や受給額の適切性を確認する。
- (4) 研究者は、公的研究費に係る実験補助等の継続的な作業を行う非常勤雇用者の勤務状況を勤怠管理システム等により適正に管理しなければならない。
- (5) 総務課は、必要に応じて非常勤雇用者の勤務状況を確認しなければならない。
- (6) 総務課は、公的研究費に関する予算執行状況を定期的に確認し、研究者に報告するものとする。
- (7) 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずる。

8. 相談窓口の設置

最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続、及び使用に関するルール等について学内外から相談を受ける窓口を、総務課に置く。

9. 内部監査

- (1) 本学における公的研究費の適正な運営・管理を確認するため、学校法人志學館学園内部監査規程に基づき、学園本部監査室において監査を実施し、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- (2) 学園本部監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防

止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

- (3) 学園本部監査室は、不正防止委員会との連携を強化し、本学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- (4) 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の大学等で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。
- (5) 学園本部監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- (6) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、本学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

10. 通報（告発）受付窓口及び通報等の取扱い

- (1) 学内外から公的研究費に係る不正行為（以下「不正行為」という。）に関する通報を受け付けるため、学校法人志学館学園公益通報に関する規程（以下「公益通報規程」という。）に基づき、学園本部監査室に通報窓口を置く。
- (2) 学園本部監査室長は、不正行為に関する通報を受けたときは、遅滞なくその旨を学園本部事務局長ならびに理事長、最高管理責任者に報告する。
- (3) 最高管理責任者は、「鹿児島短期大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」に則って手続きを進め、公的研究費の不正使用に係る調査が必要と認めるときは調査を開始する。

11. その他

本ガイドラインに定めのない事項が生じた場合には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）、その他の関係法令通知等に定めるところ、またはその趣旨に準じて取り扱うものとする。

12. 改廃

本ガイドラインの改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和 7 年 5 月 30 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 このガイドライン施行日以前に制定されていた「鹿児島女子短期大学における公的研究費に関する行動規範」は廃止する。